

ひと
女

ひと
男



男女が共に生きるメッセージ



パートナーシップ

問合せ先 企画課男女共同参画推進係 ☎72-2111内線222

職場の中の男女共同参画

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)が平成27年9月に施行されたこともあり、女性の働く場でのさらなる活躍に向けた取組が進められています。長時間労働の問題やワーク・ライフ・バランスなどのさまざまな課題についても、話題に取り上げられることが増えています。

誰もが働きやすい職場は、男女共同参画社会がめざすもののひとつです。
そこで、今回は職場における男女共同参画について紹介します。



職場では全員が貴重な仲間

男女共同参画の「参画」とは、意思決定過程から、つまり計画や立案段階から携わることを意味しています。女性だから、男性だから、という理由で言動が制限されることがないようにしましょう。

意欲ある人が性別に関係なく
昇進のチャンスが得られる

会議では男女のどちらの
意見も尊重される

掃除やお茶だしも
全員で協力して行う

いきいきと働ける職場環境

家族や地域との交流や趣味などで充実感を得ることで、いきいきと仕事をすることができます。そのためには、気持ちよく働くことができ、家庭との理想のバランスがとれる職場環境が大切です。

ハラスメントを
許さない環境である

介護休業や育児休暇、時短勤務
などをとりやすい環境である

自分の時間を確保できる



性別に関係なく、個性や能力を十分に発揮できる環境をつくることで、仕事の効率上がり、働く人の人生も豊かになります。

まずは、自分が希望する働き方ができているかどうかを考えてみましょう。



おごおり女性ホットライン ☎092-513-7337

月～金曜日／午前10時～午後5時(祝日、12月29日～1月3日を除く)

配偶者や恋人からの暴力についての相談のほか、セクシュアル・ハラスメントや仕事、地域、家庭のことなどさまざまな悩みに、専門の相談員が対応します。



配偶者や恋人からの
暴力に悩んでいませんか？
ひとりで悩まずに相談して
ください。

